

令和6年6月14日

令和6年第6回玉川村農業委員会会議録

玉 川 村 農 業 委 員 会

令和6年6月14日玉川村就業改善センター産就室に於いて第6回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員（議席）

	8 番	有賀 昇	
	9 番	鈴木 正志	
3 番	曲山 幸男	7 番	我妻 利夫
4 番	白旗 正彦	11 番	仁井田 健
5 番	首藤 憲治	12 番	鈴木 正浩
6 番	佐久間正美	13 番	高林きくみ
	14 番	車田 覚藏	

欠席委員 1 番 塩田 茂
 2 番 円谷 兼一

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

 事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

- ◎ 本日午後1時30分、高林職務代理が開会を宣言した。
◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。
◎ 会長職務代理者
◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。
◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した
 議席 10 番 吉村 明美 議席 11 番 仁井田 健

- ◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第20号 農地法第3条についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（朗読・説明）

- ◎ 議 長 次に議案第20号番号11の調査員首藤憲治委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 5 番委員 議案第20号番号11について調査報告いたします。
 場所は議案書を参照してください。
 今回は、当事者の親どうしで売買契約を交わしていたが、3条の手続きを踏んでいなかったもので、今回3条の申請となったとのこと。
 当事者2人は合意しているので問題ないと思われます。
 以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の首藤委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

（なしの声）

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第20号番号11を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、議案第 20 号番号 11 は原案のとおり可決されました。
次に議案第 20 号番号 12 及び 13 の調査員 有賀昇委員より一括で調査報告をお願いいたします。

- ◎ 8 番委員 議案第 20 号番号 12 及び 13 について一括で調査報告いたします。
6 月 6 日に事務局と現地確認いたしました。場所は議案書を参照してください。
今回は譲受人の有賀孝明さんが申請地の隣地に家を建てるため、遊休農地化されていた当該農地を有効活用し、梅を栽培したく今回の申請にあったとのこと。
双方とも合意しており特に問題はないと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の有賀委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 20 号番号 12 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 20 号番号 12 は原案のとおり可決されました。
次に議案第 20 号番号 13 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 20 号番号 13 は原案のとおり可決されました
次に議案第 21 号 農地法第 5 条（委員会）についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第 21 号番号 4 の調査員白旗正彦委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 4 番委員 議案第 21 号番号 4 について、調査結果を報告させていただきます。
6 月 6 日、鈴木推進委員・事務局とともに現地確認をいたしました。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
現地確認後、当事者に話を伺いました。
借受人は、■■と■■とくらしているが子供の成長に伴い手狭になったため新居を立てたく、適当な土地を探したがなかなか見つからず、やむを得ず当該地に建てることになったとのこと。

申請地は、その他第２種であり、転用は可能です。

申請地の雨水の排水処理については、敷地内自然浸透及び北側側溝に排水し、汚水は集落排水に接続します。

兩人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の白旗委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 21 号番号 4 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第 21 号番号 4 は原案のとおり可決されました。

次に議案第 22 号 農地法第 5 条(知事)についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第 22 号番号 5 の調査員有賀昇委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 8 番委員 議案第 22 号番号 5 について、調査結果を報告させていただきます。
6 月 6 日、鈴木推進委員・事務局とともに現地確認をいたしました。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
現地確認後、当事者に話を伺いました。
譲受人は、■■■で介護施設を運営しているが、そこに入所している父の余生は、親戚のいる玉川村で過ごさせたいとの意向により、土地を探したが、なかなか見つからず、やむを得ず農地を転用することになったとのこと。
申請地の雨水の排水処理については、敷地内自然浸透及し、汚水は浄化槽を通して排出するとのこと。
兩人とも承知しており問題はありません。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の有賀委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 22 号番号 5 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 22 号番号 5 は原案のとおり可決されました。
次に議案第 22 号番号 6 の調査員曲山幸男委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 3 番委員 6 月 6 日、鈴木推進委員・事務局とともに現地確認をいたしました。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
現地確認後、当事者全員に話を伺いました。
譲受人は、太陽光発電事業を主体として事業展開を行っている会社で、
玉川村に太陽光発電設備を設置したく適当な土地を探した結果、当該
農地の承諾が得られ今回申請したとのこと。
申請地は、あぶくま高原道路玉川インター入口から 300m 以内の第 3 種
農地であり、転用は可能です。
申請地の雨水の排水処理については、敷地内自然浸透し、汚水はでま
せん。両人とも承知しており問題はありませぬ。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の曲山委員から調査報告がございましたが、ご意見や
ご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 22 号番号 6 を原
案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第 22 号番号 6 は原案のとおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程

□ 日 時 令和6年7月12日（金）午後1時30分

◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

7 閉 会 高林職務代理者

◎ 午後2時00分総会終了